

『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律』第12条に関する届出書について

(1) 対象駐車場

駐車場法第12条の規定による届出をしなければならない路外駐車場（建築物又は建築物特定施設を除く）であつて、車椅子使用者が乗用する自動車を駐車することができる部分（以下『車椅子使用者用駐車スペース』という）を、駐車施設（※¹）の数に応じて、一定数以上（※²）設置する必要があります。

ただし、普通自動車以外の自動車（バス等）の専用駐車場については、対象となりません。

（※¹）駐車施設は、普通自動車の駐車のためのものに限り、貨物の運送の用に供する自動車の駐車及び貨物の積卸しを主たる目的とするものを除きます。

（※²）駐車施設の数が200以下の場合：当該駐車施設の数²の2%以上

駐車施設の数²が200超の場合：当該駐車施設の数²の1%以上+2以上

(2) 設置基準

a) 車椅子使用者用駐車スペース

- ① 幅3.5m×奥行き5.0m以上のスペースとすること
- ② 駐車施設がわかるよう、床面及び立面に国際シンボルマークを表示すること
- ③ 道又は公園、広場その他の空地までの経路（b参照）の長さをできるだけ短くなる位置に設けること

b) 移動等円滑化経路

車椅子使用者用駐車スペースから、道又は公園、広場その他の空地までの経路のうち、1以上を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「移動等円滑化経路」という）にしなければならない。

- ① 移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りでない。
- ② 移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、80cm以上とすること。
- ③ 移動等円滑化経路を構成する通路は、
 - イ) 幅は、120cm以上とすること。
 - ロ) 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
- ④ 移動等円滑化経路を構成する傾斜路（段に代わり又はこれに併設するものに限る）は、
 - イ) 幅は、段に代わるものにあつては、120cm以上、段に併設するものにあつては、90cm以上とすること。
 - ロ) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあつては8分の1を超えないこと。
 - ハ) 高さが75cmを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る）にあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。
 - 二) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

c) 特殊装置を用いる場合

国土交通大臣がその特殊装置が上記a bの基準による構造又は設備と同等以上の効力があると認めた場合においては、上記a bの基準は適用しない。

(3) 手続きの流れ

駐車場法第 12 条の設置（変更）届の提出時に届出してください。

(4) 必要書類

駐車場法第 12 条の設置（変更）届書に別紙 2 の届出書を添付してください。

第 2 号様式（施行規則第 7 条第 2 項関係）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 12 条第 1 項ただし書きに基づく、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面

1 規 模	駐 車 場 の 用 に 供 す る 部 分 の 面 積	一般公共の 用に供する 部分	平方メートル (駐車台数 台)	
2 移 動 等 円 滑 化 の た め に 必 要 な 構 造 及 び 設 備	路外駐車場車椅子使用者用駐車施設 台			
	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値			
	特殊の装置	イ 特殊の装置の有無		
		ロ 特殊の装置に係る 移動等円滑化のため に必要な特定路外駐 車場の構造及び設備 に関する基準を定め る省令（平成 18 年国 土交通省令第 112 号） 第 4 条の規定による 認定の概要	認定の番号	
		特殊の装置 の名称等		

備 考

- 一 路外駐車場変更届出書に添付する書面にあっては、変更しようとする事項を朱書すること。
- 二 1 の「一般公共の用に供する部分」欄の駐車台数においては、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 3 条に規定する普通自動車の駐車のための駐車施設に限り、貨物の運送の用に供する自動車の駐車及び貨物の積卸しを主たる目的とするものを除いたものの数を記載すること。
- 三 2 のイ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 四 2 のロ欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成 18 年国土交通省令第 112 号)第 4 条の規定による認定の番号を記載すること。
- 五 2 のロ欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称(商品名)、製造者名を記載すること。